

医師の働き方改革（特定労務管理対象機関の指定）に係る意見聴取結果

資料5-2

【島根県地域医療支援会議委員からのご意見】

大田市立病院 病院事業管理者 病院長	西尾 祐二	三次救急の医療体制について影響がないようにお願いしたい。
島根県看護協会 会長	池田 康枝	<p>島根県の医療提供体制の確保のために特定労務管理対象機関としての指定は致し方ないと考えます。ただし、以下のような点に考慮が必要であると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○特定の医師に過重な負担とならないように工夫が必要</li> <li>○時間外での病状説明はご遠慮いただくなど、市民への協力依頼が必要（行政の立場からも周知する）</li> <li>○各施設での限られた時間の有効活用を工夫する（例：フレックスタイムの導入などで、夜間の仕事が予想されれば、出勤を遅くするなど）</li> </ul>

【島根県医療審議会委員からのご意見】

島根大学医学部 教授	名越 究	<p>指定に関しては意見はありません。</p> <p>今後、すべての医療機関で労働時間を遵守しようとするならば、医療機関を受診する県民の皆さんの協力が必須です。将来の医療を安定して確保していくためにも、医療機関に役割分担があること、適正な受診をする必要があることについて、広く周知する必要があります。</p> <p>中核的な医療機関で働く医療従事者の身体の安全を確保することの重要性について県民の皆さんに理解していただけるよう、医療計画に記載するだけでなく、具体的な事業を展開していただくようお願いいたします。</p>
島根県看護協会 会長	池田 康枝	（島根県地域医療支援会議へのご意見と同様）